

係検事に関する規程

〔昭和三四年二月二六日法務省刑事局秘第五八号訓令〕
 検事総長、検事長、検事正あて

- 改正 昭和三五年一〇月 五日法務省刑事秘第一九四号
 昭和三九年 七月二四日法務省刑事(総)秘第四号
 昭和四六年 三月二二日法務省刑事(総)秘第八号
 昭和五一年 三月一五日法務省刑総訓第一六二号
 平成 四年 六月三〇日法務省刑総訓第五七一号
 平成一九年 九月二一日法務省刑総訓第一二八八号
 平成二二年 四月 一日法務省刑総訓第一二八八号
 平成二四年 五月三一日法務省刑総訓第一二八八号
 三三三

係検事に関する規程

係検事の種類及び担当事務の範囲は、別表のとおりとする。

附則

- この規程は、昭和三十四年四月一日から施行する。
 附則 (昭和三五年一〇月五日 法務省刑事秘第一九四号)
 この訓令は、昭和三十五年十月五日から施行する。
 附則 (昭和三九年七月二四日 法務省刑事(総)秘第四号)
 この訓令は、昭和三十九年八月一日から施行する。
 附則 (昭和四六年三月二二日 法務省刑事(総)秘第八号)
 この訓令は、昭和四十六年四月一日から施行する。
 附則 (昭和五一年三月一五日 法務省刑総訓第一六二号)
 この訓令は、昭和五十一年四月一日から施行する。
 附則 (平成四年六月三〇日 法務省刑総訓第五七一号)
 この訓令は、平成四年七月一日から施行する。
 附則 (平成一九年九月二一日 法務省刑総訓第一二八八号)
 この訓令は、平成十九年十月一日から施行する。
 附則 (平成二二年四月一日 法務省刑総訓第五一五号)
 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。
 附則 (平成二四年五月三一日 法務省刑総訓第三号)
 この訓令は、平成二十四年六月一日から施行する。

別表

種 類	担 当 事 務 の 範 囲
指導係検事	一 一部内職員の研修指導に関する事項 二 司法修習生の修習指導に関する事項 三 司法警察職員の教養訓練に関する事項 四 事務監査に関する事項 五 罰則の定めのある条例に関する事項
財政経済係検事	一 租税及び専売関係法令違反事件に関する事項 二 金融、証券、外国為替及び貿易関係法令違反事件に関する事項

	<p>三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農地法その他の経済民主化関係法令違反事件に関する事項</p> <p>四 無体財産権関係法令違反事件に関する事項</p> <p>五 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止違反その他の不正競争防止法違反事件に関する事項</p> <p>六 経済統制関係法令違反事件に関する事項</p> <p>七 前各号に掲げるところのほか、産業、経済関係法令違反事件に関する事項</p> <p>八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他補助金等に関する法令違反事件に関する事項</p> <p>九 補助金等に関する詐欺、横領、瀆職等の犯罪に係る事件に関する事項</p> <p>十 金融機関の役員及び職員の不良貸付その他金融に関連する背任、横領等の犯罪に係る事件に関する事項</p>
少年係検事	<p>一 少年事件に関する事項</p> <p>二 少年の福祉に係る事件に関する事項</p>
外事係検事	<p>一 外国人（朝鮮人を除く。）の犯罪又はこれに対する犯罪に係る事件に関する事項</p> <p>二 アメリカ合衆国並びに国際連合の軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪又はこれらの者に対する犯罪に係る事件に関する事項</p> <p>三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法違反（第六条及び第七条の罪を除く。）事件に関する事項</p> <p>四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法及び日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法に規定する刑事手続に関する事項</p> <p>五 出入国管理及び難民認定法違反事件及び外国人登録法違反事件に関する事項</p>
麻薬係検事	<p>一 阿片煙に関する罪、麻薬及び向精神薬取締法違反、あへん法違反、大麻取締法違反、覚せい剤取締法違反及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反に係る事件に関する事項</p> <p>二 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒により犯された罪に係る事件に関する事項</p>

	<p>風紀係検事</p> <ol style="list-style-type: none"> 三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤を対象とする財産犯に係る事件に関する事項 一 売春防止法違反その他の売春関係法令違反事件に関する事項 二 いわゆる人身売買関係法令事件に関する事項 三 猥褻文書図画その他風紀を害する興行、出版物等に関する犯罪に係る事件に関する事項 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件及び性病予防法違反事件に関する事項 五 公然猥褻の罪及び賭博に関する罪に係る事件に関する事項 六 前各号に掲げるところのほか、風紀に関する犯罪に係る事件に関する事項
	<p>公安労働係検事</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 内乱、外患、国交に関する罪に係る事件に関する事項 二 騒擾その他これに類する群集犯罪に係る事件に関する事項 三 違法な集団示威運動、集団行進又は集会に関する事項 四 破壊活動防止法違反事件に関する事項 五 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反事件に関する事項 六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第六条及び第七条の罪に係る事件に関する事項 七 学生運動、農民組合運動その他大衆運動に関連する違法行為事に関する事項 八 国家公務員法違反、地方公務員法違反、外務公務員法違反及び自衛隊法違反に係る事件で公安に関係するものに関する事項 九 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法違反事件に関する事項 十 武器又は爆発物に関する犯罪で特異又は重大なものに関する事項 十一 前各号に掲げるところのほか、公安に係る事件に関する事項 十二 労働関係法違反事件に関する事項 十三 違法争議行為その他労働組合運動に関連する事件に関する事項
<p>暴力係検事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 暴力団の活動に関連する犯罪に係る事件に関する事項 二 暴力団構成員の犯罪に係る事件に関する事項
<p>環境係検事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 一人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律に定める罪に係る事件に関する事項 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める罪に係る事件に関する事項

本部係検事	三 前二号に掲げるところのほか、環境に関する犯罪に係る事件に関する事項
	一 殺人その他の凶悪かつ重大な犯罪に係る事件（以下「凶悪重大事件」という。）のうち、警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。）が捜査本部を設置した事件に関する事項 二 前号に掲げるところのほか、凶悪重大事件のうち、検事が指定する事件に関する事項